

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年9月17日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：14件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（42-31）窒素ガス圧カスイッチの接続部より窒素ガスのリーク（カニ泡程度）が認められたため、当該部を修理	C	
2	2号機	原子炉再循環系電動機・発電機セットエリアの局所空調機ドレン受け下部より結露水のリークが認められたため、当該部を点検・修理	D	
3	3号機	高圧注水系定例試験において、同系復水ポンプの起動用レベルスイッチに動作不良が認められたため、当該レベルスイッチを点検・修理	C	
4	4号機	補機冷却系海水ポンプ（C）を起動後、グラウンド部排水に詰まりが見られグラウンドパッキンが摩擦により過熱したため、当該部を点検・修理	D	
5	5号機	主蒸気管トンネル室換気空調系の局所空調機入口温度検出器の点検において、計器蓋のシールパッキンに破損が認められたため、当該パッキンを交換	D	
6	5号機	タービン建屋常用動力用電源盤のしゃ断器の点検において、しゃ断器動作用ロッドのゆるみ及び過電流継電器のアームのネジ部に亀裂が認められたため、当該部を交換	D	
7	5号機	主復水器（A）ホットウェル出口導電率検出器の点検において、電極の絶縁低下が認められたため、当該検出器を交換	D	
8	5号機	残留熱除去（B）系テストバイパス電動弁駆動部の点検において、端子台の破損が認められたため、当該端子台を交換	D	
9	5号機	タービン建屋2階大物搬入口上部の主発電機励磁回路用電線ダクトの上蓋に天井クレーンの油の滴下が認められたため、当該油を拭き取り	D	
10	5号機	原子炉冷却材浄化系逆洗用空気圧力指示計の点検において、同圧力計のラック入口弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
11	5号機	復水脱塩装置再循環ポンプ出口弁駆動部の点検において、駆動軸の保護カバーより油のしみ出しが認められたため、当該部を修理	D	
12	集中環境施設	洗濯設備大型洗濯脱水機（C）再使用給水弁及び給水弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
13	その他	自社用電力の使用量測定に用いる計量器（電力量計）において、検定期間期間超えが認められたため、対応を検討	C	
14	その他	海生物処理設備重油ポンプ出口圧力計の点検において、計器精度外れが認められたため、当該計器を交換	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで